

平成23年(ワ)第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 19

平成26年5月20日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河合 弘 之

弁護士 青山 雅 幸

弁護士 大石 康 智

弁護士 南 條 潤
外

目次

| | | |
|-----|--------------------|--------|
| 第 1 | 立地審査指針の重要性 | - 2 - |
| 第 2 | 本件原発への原子炉立地審査指針の適用 | - 5 - |
| 1 | 離隔要件の適用 | - 5 - |
| 2 | 誘因，拡大要件の適用 | - 9 - |
| 第 3 | 新規制基準と立地審査指針の関係 | - 11 - |

第 1 立地審査指針の重要性

原子炉施設の設置許可基準には「災害の防止上支障がないこと」が要請されており（旧原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号，現行原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号，改訂原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号），その趣旨は，「原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにするため，・・・申請に係る原子炉設置の位置，構造及び設置の安全性につき，科学的，専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある」，従って，「現在の科学技術水準に照らし，右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり，あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があり，被告行政庁の判断がこれに依拠されてなされたと認められる場合には違法と判断すべきである。」（伊方最高裁判決）。

そして，この「災害の防止上支障がないこと」の許可要件を具現化したものが原子力安全委員会の策定した「安全指針類」であり，そのうち最も重要なのはそもそも立地をどこにするかを定める立地審査指

針であり、上記伊方最高裁判決における「具体的審査基準」である。

重大事故が起きて、放射能が人間に到達しないような場所に原発があるのであれば、被害が極少化されるから、立地をどこにするかは決定的に重要なのである。

そして、深刻な福島原発事故が現実起きており、この悲惨な事故が起きたということ及び被害が極めて広い範囲に及んでいることは、安全指針類、特に立地審査指針に適合するか否かの判断の過程に看過し難い過誤・欠落があったからである。以下に詳述する。

原子炉立地審査指針(昭和39年5月27日原子力安全委員会決定、平成元年3月27日一部改訂)は以下のとおり定める(下線は代理人による)。

『この指針は、原子炉安全専門委員会が、陸上に定置する原子炉の設置に先立つて行う安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのものである。

1. 基本的考え方

1. 1 原則的立地条件

原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起さないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。

(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。

(2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

1. 2 基本的目標

万一の事故時にも、公衆の安全を確保し、かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として、この指針によって達成しようとする基本的目標は次の三つである。

a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）（例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

c なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

2. 立地審査の指針

立地条件の適否を判断する際には、上記の基本的目標を達成するため、少なくとも次の三条件が満たされていることを確認しなければならない。

2. 1 原子炉の周辺は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものとする。

2. 2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の

地帯は、低人口地帯であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯（例えば、人口密度の低い地帯）をいうものとする。

2. 3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとする。

3. 適用範囲

この指針は、熱出力 1 万キロワット以上の原子炉の立地審査に適用するものとし、1 万キロワット未満の場合においては、この指針を参考として立地審査を行なうものとする。』

第 2 本件原発への原子炉立地審査指針の適用

1 離隔要件の適用

ところで、福島第一原発事故は上記の重大事故もしくは仮想事故に該当することは明白である。よって、本件原発が立地審査指針に適合するか否かは「本件原発において福島第一原発事故と同規模の事故を仮定しても周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」（上記 1. 2 基本的目標の a）という要件を充足しているかで判断すればよいこととなる。

そして、福島第一原発事故における放射性物質の飛散状況を見れば、本件原発で同様の事故が起きれば周辺の公衆に放射線障害を与えることは明白である。

よって本件原発は立地審査指針の1. 2のaに違反している。しかるに、本件原発の設置許可の判断過程においてこのことが看過されている。この看過はまさに許されないものであるから、上記設置許可は違法かつ無効である。

なぜこのような許可がおとりしてしまったのだろうか。それは、「重大事故」、「仮想事故」を以下のように定義（評価）することによる。

すなわち、前述したとおり立地審査指針には、

a 重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

と定められている。しかし、その肝心の重大事故、仮想事故の際にどのような放射能放出が起きるかという評価について、班目氏は次のように証言している。

「例えば立地指針に書いていることだと、仮想事故だといいいながらも、実は非常に甘々な評価をして、（放射能が一筆者注）余り出ないような強引な計算をやっているところがございます」「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるを得ない」（国会事故調における班目春樹元原子力安全委員会委員長発言 会議録第4号8, 9頁）。それが実際にはどのように甘々かという点、以下のとおりである。すなわち、この目標達成のために、重大事故の場合を想定してある距離の範囲を非居住区域にすること、仮想事故の場合を想定して非居住区域の外側のある距離の範囲を低人口地帯にすること、原子炉施設が人口密集地帯からある距離だけ離れていること、が必要とされている。

ある距離の範囲に放出される放射線量のめやす線量は、

| | | |
|----------|-------------|----------|
| 重大事故の場合は | 甲状腺（小児）に対して | 1.5 S v |
| | 全身に対して | 0.25 S v |
| 仮想事故の場合は | 甲状腺（成人）に対して | 3 S v |
| | 全身に対して | 0.25 S v |

であり、これ以下にならなければならないとされている。

そして、「立地指針で規定している『非居住地域』『低人口地帯』の範囲は、わが国の原子力発電所のほとんど全ての場合、原子炉施設の敷地内に包含されているので、設置許可上必要な原子炉の安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている」（安全審査指針の体系化について平成15年2月原子力安全委員会）と解釈され、運用されてきた。すなわち、重大事故、仮想事故でも放射能は敷地内にとどまることにされていたのである。これが班目氏がいう「非常に甘々の評価をして、（放射能が一筆者注）あまり出ないように強引な計算をした」ということなのである。

しかし、福島原発事故で明らかになったことは、立地評価において想定されている事故が過小であり、現実には起きた重大事故では、これらの離隔要件が満たされていなかったということである。

すなわち、福島原発事故において福島第一原発の敷地境界における2011年4月1日～2012年3月末日までの1年間の積算線量で一番値が高かったモニタリングポストの線量は0.956 S vであり、めやす線量0.25 S vを遥かに超えている。

しかも、福島原発事故のこの積算線量は、事故直後の非常に高い線量が除かれた数値であり、実際は更に高い線量である。

また、仮想事故において想定されている放射性物質の放出量は、例えば大飯原発では、ヨウ素が120テラベクレル（ 1.2×10^{14} ベクレル）、希ガスが8500テラベクレル（ 8.5×10^{15} ベクレル）であるのに対し、福島第一原発事故では、ヨウ素131が160ペタベクレル（ 1.6×10^{17} ベクレル）、希ガスのキセノンが11エクサ

ベクレル（ 1.1×10^{19} ベクレル）で、一千倍から一万倍もの高濃度の放射性物質が実際に放出されている。他の原発で想定されている仮想事故における放射性物質の放出量も、押し並べて極端に少ないこれは、「評価」というものの、実体は「定義」である。

すなわち、重大事故や仮想事故が起きても敷地外に放射性物質は拡散しないと評価（すなわち定義）しているのである。敷地外に放射性物質が拡散しないものを重大事故、仮想事故と定義しているのである。これは論理学でいう「同義反復」（恒真式ともいう。「a ならば a である」というような定式をいう。tautology トートロジーという。）である。

① 重大事故、仮想事故であっても、放射能を敷地外に放出してはならない。

② 重大事故、仮想事故とは敷地外に放射能が放出されないものをいう。

③ よって、重大事故、仮想事故であっても、敷地外に放射能が放出されることはない。

これがいかに馬鹿げた屁理屈であるかは誰の目にも明らかである。まさに論理的トリック（それも悪質な）である。

以上のような論理的トリックによって、本件原発の立地審査は行われてきたのであり、その設置許可の違法性、無効性は明らかである。

「百日の説法屁ひとつ」という諺がある。以上のような論理的トリックは「百日の説法」にあたり、「屁ひとつ」は福島第一原発事故である。原発立地を推進したごまかしの論理は福島原発事故というひとつの重大事故、仮想事故によって文字通り、吹き飛ばされてしまったのである。本件原発は立ててはいけない場所に、立っている。そのことだけで本件原発は運転してはならないことは明白である。

設置許可が違法、無効であれば安全性の「事実上の推定」、「立証責任の一応の履行」という論理は働かない。被控訴人は本件原発の安全性を

立証しなければならず、かつ、その立証に失敗している。

2 誘因，拡大要件の適用

(1) 立地審査指針の1.1(1)は「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また災害を拡大するような事象も少ないこと」と規定する。

(2) 本件原発において検討する。

ア. 大きな事故の誘因となるような事象について

東海地震の想定震源域では概ね100～150年の間隔で大規模な地震が発生しているが、東南海地震（1944年）でひずみが解放されず、安政東海地震（1854年）から150年以上の間、大地震が発生していないため、相当なひずみが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくないと言われていた（中央防災会議「東海地震に関する専門調査会報告」）。

そして、東日本大震災の教訓を踏まえた、現時点の最新の科学的知見に基づいた最大クラスの地震・津波の想定によると、マグニチュード9クラスの巨大な地震・津波が推計されている。そして、かかる地震が発生した場合、本件原発には最大19メートルの津波高の津波を想定している（南海トラフの巨大地震モデル検討会）。被控訴人中部電力自身の詳細想定でも20.7mの高さになり得るとされている。

そして、東海地震と東南海・南海地震が連動して発生する可能性も生じている。さらに最新の津波審査ガイドラインによれば南西諸島海溝との連動も考慮すべしとされる。

そうなれば、東海地震が発生する場合に、東南海・南海地震が連動することにより、さらには、南西諸島海溝が連動することにより、上記の最大クラスの地震より更に大きな地震や津波が発生する可能性が

高い。また、高さの面だけではなく、繰り返しの襲来回数や、継続時間をも重要である。また津波以前の問題として、地震動自体が重要であり、激しい上下動と横の動きの複合により制御棒挿入による自動停止に失敗する恐れが高い。

したがって、本件原発立地地域には大きな事故の誘因となるような事象が将来において発生しうると言わなければならない。

イ. 災害を拡大するような事象について

また、本件原発の近くに交通の要所である東名高速道路と東海道新幹線、国道1号が通っている。そして富士山静岡空港も含めて原発から20キロ以内の場所にある。

さらに、静岡県臨海部には東海工業地域が広がっている。浜松の楽器・オートバイ、富士・富士宮の紙・パルプ、富士宮のフィルム、蒲原のアルミニウム、静岡の製茶、焼津の水産加工業が代表的である。具体的にはスズキ自動車、ヤマハ(楽器)、ヤマハ発動機(オートバイ)、伊藤園等の本社や工場などが並んでいる。

加えて、50キロ圏内には静岡市(人口70万人以上)、浜松市(人口80万人以上)を含んでいるのである。

このように、主要幹線道路や工業地帯や大きな人口の地方都市を抱えていることは、その被害の甚大性は勿論、避難の極度の困難性をも意味する。地震、津波及び原発事故の相乗作用により、道路と鉄道は破損または渋滞により使用不能となり、住民及び工場労働者は避難不能となり、放射能による「蒸し焼き」状態になる恐れがある。事故収束のための援軍が近寄ることもできない。また日本列島は東西分断される。

したがって、災害を拡大する事象が十分に認められると言うべきである。よって、上記立地審査指針の1.1の(1)「災害を拡大するような事象も少ないこと」に違反する。それを看過した本件原発の設置

許可は違法かつ無効である。違法かつ無効な設置許可によって建設された原子力発電所に安全性の推定(事実上及び法律上の)は働かない。違法かつ無効な設置許可に基づき設置された本件原発の危険性は極めて明らかである。また、前述のとおり、安全性の「事実上の推定」は働かず、被控訴人は本件原発の安全性を立証しなければならず、かつその立証に失敗している。

第3 新規制基準と立地審査指針の関係

1. なお、本年7月に原子力規制委員会により策定された規制基準(以下、「新規制基準」という)には立地審査指針はない。福島第一原発事故の実情を踏まえて正当な立地審査指針を作ると、日本に原発が立地できる場所がないことがわかってしまったからである。新規制基準は旧安全基準の範囲を網羅していない。新規制基準から漏れた部分(たとえば立地審査指針)は旧安全基準がそのまま効力を維持する。その摘要の結論は前述のとおりである。

2. 仮にしからずとするも(新規制基準策定によって旧安全基準がすべて廃止されたと解釈したとしても)、本件原子炉の設置許可の際に有効であった立地審査指針の適用において看過しがたい過誤欠落があったのであるから、本件設置許可は違法かつ無効である。

3. 仮にしからずとするも(新規制基準策定によって旧安全基準がすべて廃止されたと解釈したとしても)、立地審査指針(どのような場所に原発を建設してよいかの指針)は原発の建設を許可するか否かを決める場合に必須の要素であるから、それを欠く新規制基準は伊方最高裁判決のいう「具体的な審査基準に不合理な点」がある場合に当たるので、それに適合したとしても、元々の違法無効な設置許可により建設されたという瑕疵が治癒されるわけではない。

以上